

## (4) 農業災害関係融資制度

### ① 天災資金

天災融資法（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）に基づき、被害が著しく、国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合に、国が発動する資金（なお、激甚災害として指定された場合、特例（貸付限度額の引上げや償還期限の延長）の適用あり）。

貸付対象者	被害収穫量が平均収量の30/100以上で、かつ、損失額が平年農業総収入額の10/100以上で、市町村長の認定を受けた主業農家（法適用被害農業者）。ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の30/100以上で市町村長の認定を受けた主業農家。						
貸付限度額	損失額のA%に相当する額か、Bのいずれか低い額						
	区分	一般災害		激甚災害			
		A	B	A	B		
			個人	法人	個人	法人	
	一般農業者	45%	350万円	2,000万円	60%	400万円	2,000万円
	家畜等飼養者・果樹栽培者	55%	500万円	2,500万円	80%	600万円	2,500万円
	なお、加算額は次のとおり 牛馬飼養者：乳牛 5万円、その他牛馬 3万円 重複被害者：個人100万円、法人 500万円（いずれも当該年の償還額を限度とする。）						
貸付利率及び償還期限	区分	貸付利率		償還期限			
			H16年台風	一般災害	激甚災害		
	その他の者	6.5%以内	0.8%	3～4年	4～5年		
	損失額30%以上の者	5.5%以内	0.8%	5～6年	6～7年		
	特別被害地域内の特別被害農業者	3.0%以内	0.8%	6年	7年		
	注 ・貸付利率は、法発動の都度設定 ・特別被害地域は、法適用被害農業者に対する特別被害農業者の割合が10%以上で、知事が指定する地域。特別被害農業者は、平年農業総収入額に対する損失額の割合が50%以上の者						
資金使途	経営資金（種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜、家きん等の購入、その他）						
そのほか	直近の法発動は、平成16年台風が最後。						

### ② 北海道農業災害資金

北海道農業災害融資促進規則に基づき、農業被害が2市町村以上の区域にわたり、かつ、損失額30/100以上の農業経営体数が70戸以上と認めて、知事が指定する場合に適用する資金

貸付対象者	天災資金と同様				
貸付限度額	損失額の60%に相当する額 又は 個人350万円・法人2,000万円 のいずれか低い額				
貸付利率及び償還期限	区分	貸付利率		償還期限	
			H16年台風		H16年台風
	損失額10%以上30%未満の者	6.5%以内	0.8%	5年の範囲内で 知事が定める	3年
	損失額30%以上50%未満の者	5.5%以内	0.8%		4年
	損失額50%以上の者	3.0%以内	0.8%		5年
	注 貸付利率及び償還期限は、規則適用の都度設定				
資金使途	天災資金と同様				
そのほか	天災資金の発動がない災害による被害農業者向け。直近の規則適用は、平成16年台風が最後。				